

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

四国（香川）国民年金 事案 527

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月

昭和47年5月に、A市B区役所で国民年金の任意加入手続を行うとともに、窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市B区役所の窓口で、任意加入手続をすると同時に申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、i) 申立人の所持する国民年金手帳には、発行日が「昭和47年5月20日」と記載されている上、当該手帳並びに申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人が同日付けで任意加入していることが確認できることから、同日に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できること、ii) 当該手帳の国民年金印紙検認記録欄において、申立期間である昭和47年5月の欄に納付したことを示す印が確認できること、iii) A市が、「申立期間当時において、B区役所の窓口で現年度分の保険料の収納事務を行っていた。」と回答していることから、申立人の主張に不合理な点は無い。

また、申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人から提出されたA市の国民年金印紙代金領収書によると、申立人が申立期間に引き続き同市に居住していた昭和47年6月から48年7月までの国民年金保険料は、現年度納付されていることが確認できる上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に係る保険料を全て納付しており、納付意思を有して行われる任意加入当初の申立期間の保険料について、申立人が納付しない特段の理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1193

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を75万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 22 日

A社から平成15年12月22日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2003（平成 15）年冬期賞与個人別一覧」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「2003（平成 15）年冬期賞与個人別一覧」により確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から75万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月22日

A社から平成15年12月22日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2003（平成15）年冬期賞与個人別一覧」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「2003（平成15）年冬期賞与個人別一覧」により確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1195

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①は 150 万円、申立期間②は 27 万 3,000 円、申立期間③は 45 万 9,000 円、申立期間④は 30 万円、申立期間⑤は 48 万 6,000 円、申立期間⑥及び⑦は 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間⑤については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 22 日
② 平成 16 年 7 月 30 日
③ 平成 16 年 12 月 24 日
④ 平成 17 年 7 月 29 日
⑤ 平成 17 年 12 月 22 日
⑥ 平成 19 年 8 月 10 日
⑦ 平成 20 年 7 月 31 日

A社から申立期間①から④までの期間、⑥及び⑦に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間⑤について、標準賞与額が実際の賞与額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2003（平成 15）年冬期賞与個人別一覧及び役員賞与個人別一覧」、「2004（平成 16）年夏期及び冬期賞与個人別一覧」、「2005（平成 17）年夏期賞与個人別一覧」、「2005（平成 17）年冬期賞与個人別一覧及び役員賞与個人別一覧」、「2007（平成 19）年夏期賞与個人別一覧」及び「2008（平成 20）年決算賞与個人別一覧」により、申立人は、申立期間①

から⑦までに同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「2003（平成 15）年冬期賞与個人別一覧及び役員賞与個人別一覧」、「2004（平成 16）年夏期及び冬期賞与個人別一覧」、「2005（平成 17）年夏期賞与個人別一覧」、「2005（平成 17）年冬期賞与個人別一覧及び役員賞与個人別一覧」、「2007（平成 19）年夏期賞与個人別一覧」及び「2008（平成 20）年決算賞与個人別一覧」において確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 150 万円、申立期間②は 27 万 3,000 円、申立期間③は 45 万 9,000 円、申立期間④は 30 万円、申立期間⑤は 48 万 6,000 円、申立期間⑥及び⑦は 50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から④までの期間、⑥及び⑦は、賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、申立期間⑤は、社会保険事務所に対し誤った賞与額を届け出たことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料（申立期間⑤については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1196

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 10 日
② 平成 20 年 7 月 31 日

A社から平成 19 年 8 月 10 日及び 20 年 7 月 31 日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2007（平成 19）年夏期賞与個人別一覧」及び「2008（平成 20）年決算賞与個人別一覧」により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「2007（平成 19）年夏期賞与個人別一覧」及び「2008（平成 20）年決算賞与個人別一覧」により確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は50万円、申立期間②は30万円、申立期間③は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成19年8月10日
③ 平成20年7月31日

A社から平成15年12月22日、19年8月10日及び20年7月31日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2003（平成15）年役員賞与個人別一覧」、「2007（平成19）年夏期賞与個人別一覧」及び「2008（平成20）年決算賞与個人別一覧」により、申立人は、申立期間①、②及び③に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「2003（平成15）年役員賞与個人別一覧」、「2007（平成19）年夏期賞与個人別一覧」及び「2008（平成20）年決算賞与個人別一覧」により確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は50万円、申立期間②は30万円、申立期間③は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し

提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1198

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は 100 万円、申立期間②は 60 万円、申立期間③は 80 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 22 日
② 平成 19 年 8 月 10 日
③ 平成 20 年 7 月 31 日

A社から平成 15 年 12 月 22 日、19 年 8 月 10 日及び 20 年 7 月 31 日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2003（平成 15）年役員賞与個人別一覧」、「2007（平成 19）年夏期賞与個人別一覧」及び「2008（平成 20）年決算賞与個人別一覧」により、申立人は、申立期間①、②及び③に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「2003（平成 15）年役員賞与個人別一覧」、「2007（平成 19）年夏期賞与個人別一覧」及び「2008（平成 20）年決算賞与個人別一覧」により確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 100 万円、申立期間②は 60 万円、申立期間③は 80 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し

提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

四国（徳島）厚生年金 事案 1201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年3月31日から同年4月1日まで
平成8年11月1日から17年3月31日まで、B市の臨時職員としてA事業所に勤務しており、17年3月分の給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていないため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所を運営するB市企業局の回答から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、B市企業局は、厚生年金保険料は当月控除であったとしているところ、申立人が所持する平成17年3月分の給料明細書及び同企業局から提出された申立人に係る同年3月分の支出命令書等には、厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書等において確認できる報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料について納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）国民年金 事案 526

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚を契機に A 町（現在は、B 市）に転入した後も、国民年金第 3 号被保険者になるまで、国民年金保険料の納付は継続していた。申立期間の保険料は、全て、A 町役場の窓口で、納付書に現金を添えて納付していた。年度によって異なるが、毎月の納付ではなく、半年や 1 年というように、まとめて納付していたように思う。

申立期間の国民年金保険料について、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳において、申立人は、国民年金任意加入被保険者資格を昭和 55 年 4 月 1 日に喪失した記録となっており、申立人が所持する年金手帳においても、同日付けで同被保険者資格を喪失したことが記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対して、申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「夫に支給された賞与から申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張し、当時の夫名義の預金通帳を提出しているが、当該預金通帳で確認できる各賞与は、支給後すぐに、ほぼ全額引き出された記録となっているところ、申立人は、「賞与は、全額を引き出し、ほかの口座に振り分けていた。引き出した賞与の使い道、振り分けの内訳が分かる資料は残っていない。」としており、提出された預金通帳のみでは、申立人の主張を裏付けることはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付について、その

納付時期や納付金額等に関する記憶が明確であるとは言えない上、ほかに有力な証言も得られないことから、申立期間の保険料の納付を裏付けることができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1191

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていた旨主張しているが、申立人は、当該賞与に係る賞与明細表を所有していないこと、及びB市役所から提出された申立人に係る平成20年分給与支払報告書における社会保険料は、申立人の標準報酬月額に基づく1か月分の厚生年金保険料を下回っていることから、申立期間に係る賞与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社は、「申立期間の賞与に係る資料は残っておらず、申立人に賞与を支給したか否かは不明である。」と回答している上、同僚から申立人の賞与についての具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1192

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から38年12月11日まで
期間は定かでないが、申立期間頃に、A事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、「母の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、A事業所の事業主の妻が証明してくれる。」旨主張しているところ、当該事業主の妻は、「申立人が、夫が経営していたA事業所で勤務していたことは覚えているが、勤務していた期間や時期については覚えていない。社会保険事務や給与事務は、夫が行っていたので、厚生年金保険の取扱いも、夫のA事業所がいつから厚生年金保険の適用事業所になったのかも分からない。当時の資料も見当たらない。」と供述している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票により、申立期間に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる17人のうち、供述又は回答が得られた10人全員が、申立人を記憶しておらず、同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない。

さらに、前述の事業主の妻及び供述等が得られた厚生年金保険被保険者のうちの複数の者がA事業所の従業員として名前を挙げた者の中には、同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が複数存在する。

加えて、A事業所の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期

間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1199

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 41 年 1 月 27 日まで

申立期間について年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、同手当金の支給を受けた記憶は無く、同手当金の制度も知らなかった。また、名前も違っており、違う名前でもらうはずがないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給を受けた記憶は無く、違う名前でもらうはずがないと主張しているところ、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票の名は「B」と記載されており、申立人の名と異なっているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の名に誤りは無く、当該払出簿の被保険者台帳記号番号は上記被保険者名簿及び被保険者原票に記載された記号番号と一致しており、当該被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いこと等を踏まえると、当該主張のみでは脱退手当金の支給がなかったと判断することは困難である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間後の4回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間に係る同記号番号は別の番号になっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 1 月 1 日から 45 年 2 月 1 日までの 1 年程度、A 社（現在は、B 社）で正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入となっているため、調査の上、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社における申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人は、少なくとも昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 7 月 25 日までの期間、同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚のうち、A 社で申立人と同じ業務に従事していたとする同僚一人については、同社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、A 社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 19 人のうち、一時的に社会保険事務を担当していた同僚は、「当時は、人の出入りが激しかったので、仕事が続くかどうかをみてから、厚生年金保険に加入させていた。私も入社時期と厚生年金保険の加入の時期に 1 年程度の相違がある。」旨供述しているところ、複数の同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社して数か月から 2 年程度後になっていることが確認できる。

さらに、B 社には、申立期間当時の関係資料が保管されていないことから、同社が申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料の控除を行ったことを確認できない上、申立期間当時の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。